

協会 だより



一般社団法人
発行所 **福井県消防設備協会**
〒910-0003 福井市松本3丁目16-10
福井県福井合同庁舎5階
TEL (0776) 27-3760
FAX (0776) 27-3446



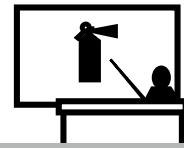
右上：レインボーライン山頂公園（梅丈岳）
左下：湖畔にたたずむ茅葺の舟小屋

中央：レインボーライン山頂公園から一望する三方五湖
(写真提供：福井県観光連盟)

目次

- ▶ 令和2年度 各種講習会のご案内 …… 1
- ▶ 令和2年度 事業計画、予算(案) …… 7
- ▶ 会長あいさつ …… 2
- ▶ 顧問・参与の委嘱について …… 8
- ▶ 顧問 新任あいさつ …… 3
- ▶ 令和2年度 福井県消防設備協会長表彰 … 9
- ▶ 令和2年度 定時総会 …… 4
- ▶ 通知・通達 …… 10
- ▶ 令和元年度決算(正味財産増減計算書) … 5
- ▶ よくある質問 …… 12
- ▶ 公益目的支出計画および実績 …… 6
- ▶ 消防交流広場 …… 14

各種講習のご案内



【消防設備点検資格者再講習】

開催日	種別	講習会場	時間	受付期間
10月2日(金)	第1種	福井県 中小企業産業大学校	9:00~17:00	8月7日(金)~ 8月21日(金)
10月5日(月)	第2種			

新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては延期もしくは中止になることがあります。

【消防設備士法定講習】

講習日	講習区分	種別	講習会場	時間	受付期間
12月15日(火)	消火設備	1、2、3類	サンドーム福井 管理会議棟 小ホール	9:00~17:15	10月26日(月)~ 11月9日(月)
12月16日(水)	避難設備 消火器	5、6類			
12月17日(木)	警報設備	4、7類			
12月18日(金)					

新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては延期もしくは中止になることがあります。
状況によって追加講習も検討しています。協会のホームページ等でご確認ください。

【実務研修会】

開催日	研修会場	研修内容
7月13日(月)	福井県 中小企業産業大学校	自家発電設備の点検基準について (仮題)

新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては延期もしくは中止になることがあります。

ごあいさつ

一般社団法人 福井県消防設備協会

会長 高村 文能



池の菖蒲も紫に咲き誇り、田ではカエルの合唱もにぎやかになって参りました。皆様方には、ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は、協会の事業運営について、ご支援、ご協力を賜り、本紙面をお借りして厚くお礼申し上げます。

さて、中国に端を発した「新型コロナウイルス(COVID-19)」は、世界的な規模で感染が拡大し、我が国においても全国規模での拡大により、政府は去る4月16日に特別措置法に基づく“緊急事態宣言”を発出し、飲食店等の営業自粛や不要不急の外出の自粛など感染の抑制に官民一体となって取り組んで参りました。その甲斐もあって5月25日には東京都や北海道も含む47都道府県で緊急事態宣言が解除されたところです。

しかし、第2波や第3波の発生を防止するため、「3密」やクラスターとなるような集会等の自粛は引き続き継続されているところです。先に発行いたしました総会資料でも述べましたが、協会としては会員の皆様の安全を第一と考え、理事の皆様の同意を得て、協会創立以来はじめてとなる「総会(書面会議)」に変更させて戴いたところです。

お陰様で、会員の皆様のご理解とご協力を賜り、提案いたしました議案は全てご承認を戴きました。改めて、厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

しかしながら、コロナ禍による経済の落ち込みは深刻で、これからが大変な時期だと思っております。経済が冷え込むと大きな火災や事故の発生も増えて参ります。

我々 消防防災の業務に身を置く者は、こういう時にこそ、県民の皆様の安全、安心のため、心をつつにして頑張るって行かなければならないと思っております。

そして、それが経済復興の下支えになるものと堅く信じているところです。

結びに、新型コロナウイルス感染拡大の一日も早い終息と、社会全般の安寧な暮らしが戻ることを、会員各位のご隆盛をご祈念申し上げご挨拶とさせていただきます。



(一社)福井県消防設備協会では、定款第38条に基づき顧問・参与を委嘱していますが、本年4月1日付の市町、消防組合の人事異動により、顧問・参与の一部の方がお代りになりました。つきましては、顧問・参与を代表して新顧問の方からご挨拶を頂戴しておりますのでご紹介を兼ねてご披露申し上げます。顧問・参与の皆様には、今後ともご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。



顧問就任のごあいさつ

福井県消防長会 会長

福井市消防局 消防局長 松田 光広



(一社)福井県消防設備協会の皆様には、日頃より消防用設備等の設置及び保守点検等の推進を通じて消防行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、本年4月1日付けで福井県消防長会会長に就任し、同日付けで貴協会顧問の委嘱をお受けしたところでございます。どうぞ、よろしくようお願い申し上げます。

さて、昨年全国で発生した火災を振り返りますと、7月に京都市伏見区で発生したアニメーションスタジオ火災では多くの尊い命が失われ、10月には沖縄のシンボルである首里城が焼失し、貴重な建物や収蔵物が失われました。県内におきましても、6月に永平寺町で発生した工場火災は大きな惨事となり、日頃の災害への備えや火災予防の重要性を改めて痛感させられる年となりました。また、今年の春先からは、新型コロナウイルスによる感染が徐々に全国に広まり、本県においても4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」がなされたところです。感染拡大の影響は非常に大きく、消防行政においても消防用設備等の設置その他各種点検報告・届出等を実施することが困難になる等、大変厳しい状況下にあります。消防機関としましては、このような状況を踏まえて、引き続き県民の皆様の生命や身体、財産を火災等の災害から守るため、防火対象物の安全確保と違反是正の徹底を図るべく、関係機関と協力して防火安全対策への積極的な取り組みを進めてまいります。貴協会におかれましても、消防用設備等の保守点検や法定講習等を通じて、なお一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

(本文は2020.5.8.に戴いたものです。)

三方五湖の 大パノラマ

三方五湖は(みかたごこ)は、美浜町と若狭町にまたがる5つの湖(三方湖、水月湖、菅湖、久々子湖、日向湖)の総称で、国指定の若狭湾国定公園に属する、福井県の観光名所ひとつです。三方五湖は、水月湖と久々子湖を結ぶ浦見運河や水月湖と日向湖を結ぶ嵯峨隧道など人口水路によって繋がっています。5つの湖は、それぞれ異なる水深と塩分濃度によって五色の湖とも称され、海水魚から淡水魚まで様々な魚が生息し、水鳥の貴重な生息地でもあります。中でも水月湖は汽水湖として、上部(0~6m)は淡水、下部(7~40m)は汽水の二重層となっており、また、周辺には、直接流れ込むような大きな河川もないため湖底の堆積物が攪拌されず、自然な形で残っています。ここで発掘された地層からは過去7万年の年縞が確認され、「年代測定の世界標準」として認定されています。一方、レインボーラインを通過して梅丈岳の山頂公園から見る景色は五湖が一望でき、また日本海も眺望できる大パノラマで、行楽期には多くの観光客が訪れますが、コロナ禍の今春は人影もなく少し淋しく映ります。

令和2年度 定時総会 協会創立以来 初めての書面会議に

令和2年度の「表彰式・定時総会」は、当初5月13日(水)に予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、已む無く「書面会議」に変更し、対応させて頂きました。4月22日(水)の理事会は、令和元年度の決算や公益目的支出計画の実施状況など総会に諮るための重要な会議でしたが、これも「書面会議」への変更が余儀なくされてしまいました。各理事の皆様には書類のみの審査ということで、ご無理を戴きながら、しかし、慎重に審議して戴き、総会への提案に至ったところです。

そして、福井県内の新型コロナウイルスの感染状況が落ち着く中、総会が開催できるものと思っておりましたが、多くの人が集まる総会は、正に「3密」状態となり、現状では多くの人が集まることは不適切ではないかとの意見もあって、高村会長をはじめ各理事の皆様と再度協議を行ったところ、会員の皆様の安全が第一だという全理事様のご意見にしたがい、当協会創立以来初めてとなる「書面会議」へと変更させて頂いたところです。

そして、5月13日付けで全会員の皆様のとこに総会資料とともに、提案した第1号議案(令和元年度事業報告及び令和元年度収支決算報告)並びに第2号議案(公益目的支出計画の実施状況)の審査に係る承認決議の返信ハガキを郵送させて頂いた次第です。

その結果、5月22日付で戻ってきた返信ハガキの結果、第1号議案、第2号議案ともに全会員が「承認する」との回答で、ここに提出議案は承認されたことをご報告いたします。なお、総会資料中の第1号報告(令和2年度事業計画(案)及び収支予算(案))、第2号報告(顧問・参与の委嘱について)、第3号報告(令和2年度理事会、総会等の主な行事、事業の日程について)は、理事会において承認、議了しているものの報告でございます。令和2年度の事業計画(案)および収支予算(案)は、7ページのとおりです。

令和2年度定時総会に提出された議案の承認決議の結果

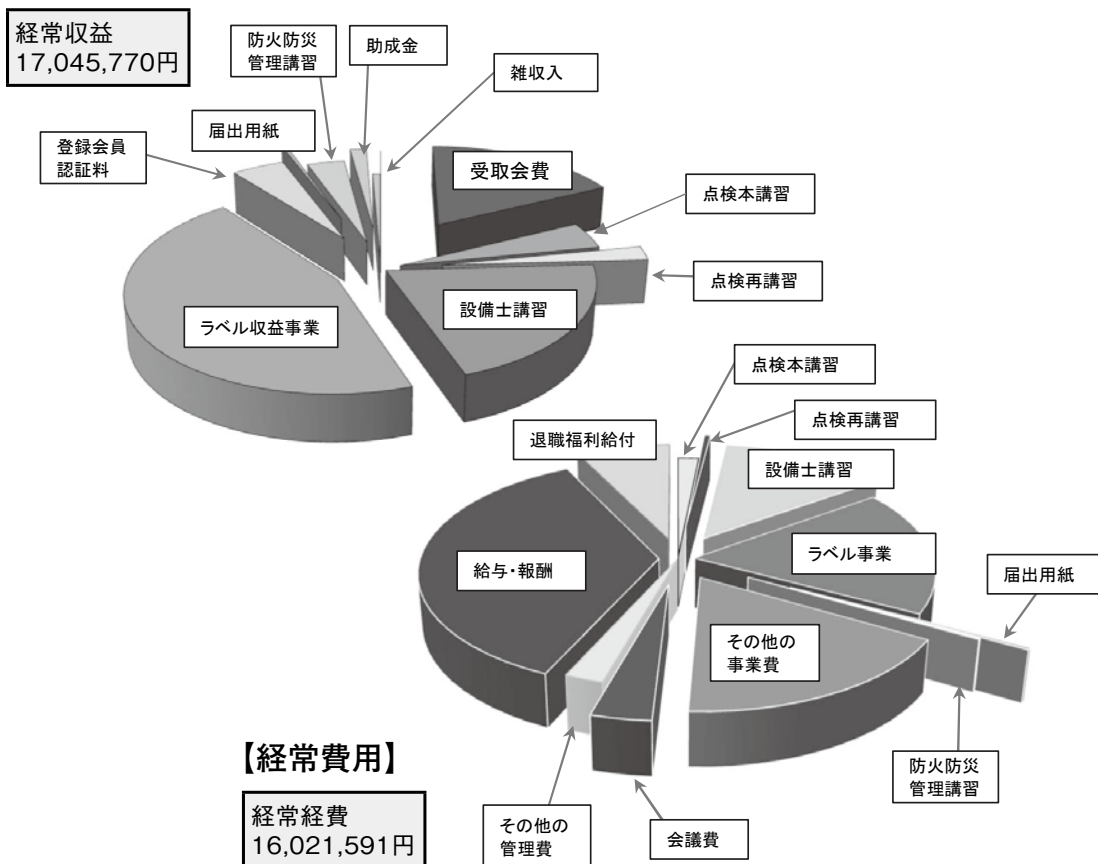
	会員数	正会員	125名		
第1号議案	承認する	125	承認しない	0	
第2号議案	承認する	125	承認しない	0	

会員の皆様、ご協力ありがとうございました。

令和元年度 決算（正味財産増減計算書）

経常収益 (単位：円)		経常費用 (単位：円)		
合計	17,045,770	合計	16,021,591	
受取入会金	0	事業費	点検本講習事業	250,208
受取会費	3,000,000		点検再講習事業	75,845
点検本講習事業	730,400		設備士講習事業	2,117,512
点検再講習事業	377,136		ラベル収益事業	2,900,299
設備士講習事業	3,488,800		届出用紙等	54,439
ラベル収益事業	7,658,336		防火防災講習会費	27,980
登録会員認証料	800,000		その他の事業費	2,135,766
届出用紙等収入	69,657		管理費	会議費(総会理事会等)
防火防災講習事業	559,883	その他の管理費		842,178
助成金	250,000	人件費	給与・報酬等	5,863,200
雑収益(受取利息含む)	111,558		退職・福利給付	1,176,185
当期増減額(税引き前)	1,024,179	法人税等		419,700
一般正味財産	期首残高	7,539,083	増減	604,479
	期末残高	8,143,562		

【経常収益】

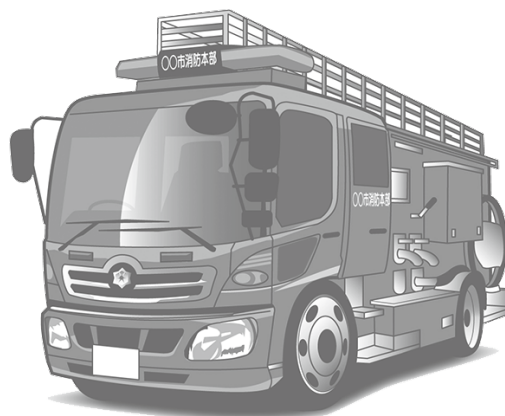


公益目的支出計画および実績

R2.3.31
(単位：円)

	計 画		実 績	
	公益目的収支差額	公益目的財産残額	公益目的収支差額	公益目的財産残額
当初財産額		8,897,089		8,897,089
平成25年度	△ 905,600	7,991,489	△ 908,199	7,988,890
平成26年度	△ 905,600	7,085,889	△ 2,009,487	5,979,403
平成27年度	△ 905,600	6,180,289	△ 983,621	4,995,782
平成28年度	△ 905,600	5,274,689	△ 1,902,281	3,093,501
平成29年度	△ 905,600	4,369,089	△ 821,856	2,271,645
平成30年度	△ 905,600	3,463,489	△ 1,586,697	684,948
令和元年度	△ 905,600	2,557,889	△ 684,948	0
令和2年度	△ 905,600	1,652,289	0	0
令和3年度	△ 905,600	746,689	0	0
令和4年度	△ 746,689	0	0	0

公益目的支出計画は、令和元年度の支出を以って完了いたしました。



令和2年度 定時総会 報告事項

— 令和2年度事業計画及び令和2年度収支予算(案)について —

【令和2年度 主な事業計画】

- | | |
|--------------------------------------|--------------------------|
| 1. 消防設備士法定講習の実施 | 9. 消防用設備等保守関係功労者表彰の推薦 |
| 2. 消防用設備等点検資格者再講習の実施 | 10. 東海北陸消防設備協会連絡協議会の開催及び |
| 3. 消防用設備等点検済表示管理制度に基づく登録会員の審査(新規・更新) | 研修参加 |
| 4. 消防用設備等の点検報告率の向上に係る施策の実施 | 11. 各種会議及び実務研修会等の開催 |
| 5. 損害賠償責任保険による点検業務責任の確保 | 12. 防火(防災)管理講習会の開催 |
| 6. 消防用設備等点検済証(表示ラベル)の交付 | 13. 「会員名簿」の配布、「協会だより」の発行 |
| 7. 防火基準点検済証等セーフティマークの頒布 | 14. 業務資料の提供及び関係図書の斡旋 |
| 8. 優良従業員等の表彰 | 15. ホームページ等による普及啓発 |
| | 16. 関係機関・団体等との連携 |
| | 17. その他 |

【令和元年度 収支予算案】

(単位：千円)

(事業活動収益)		(経 費)	
● 会費収入	3,000	● 事業費	13,774.8
● 事業収入	11,562	● 管理費	1,532.2
● 補助金等収入	250	合 計	15,307.0
● 補助金等収入	95		
合 計	14,907	▶ (収支損益 400千円)	

— 顧問、参与の委嘱について —

【顧問・参与の委嘱について】

	所 属	氏 名
顧 問	福井県消防長会 会長(福井市消防局長)	松田 光広
参 与	福井市消防局 次長	片川 浩幸
参 与	敦賀美方消防組合消防本部 消防長	島田 靖史
参 与	南越消防組合消防本部 消防長	五十嵐 功
参 与	若狭消防組合消防本部 消防長	内藤 一人
参 与	勝山市消防本部 消防長	本田 康雄
参 与	嶺北消防組合消防本部 消防長	瀬戸 廣之
参 与	福井県安全環境部危機対策・防災課 課長補佐	田淵 洋平

なお、顧問 加藤 和彦 県安全環境部危機対策・防災課 課長、
 参与 飯田 裕人 大野市消防本部 消防長、
 参与 竹村 亮 鯖江・丹生消防組合消防本部 消防長、
 参与 朝日 光彦 永平寺町消防本部 消防長、
 の皆様には、引き続き 顧問、参与として お願いしております。

— 令和2年度 理事会、総会等の主な行事、事業の日程について —

令和2年度の主な講習会等については、1 ページに掲載しております。

こちらを参照ください。

令和2年度福井県消防設備協会会長表彰

受賞おめでとうございます

令和2年度の優良従業員等の表彰式は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、定時総会の「書面会議」変更に合わせて、式典を中止とさせて頂きました。本来は5月13日の定時総会の前に挙行する予定でしたが、受賞者並びに出席者の皆様の安全と「3密」を回避するため、止むを得ずの中止となりました。受賞者の皆様には、折角の晴れ舞台で、事務局としても楽しみにしておりましたが、開催できず大変心苦しく思っております。

何とぞ、ご了承のほどお願い申し上げます。しかし、消防設備士として、皆様方がこれまで永年にわたりご精進され地道に努力されてこられた功績、消防用設備等の保守点検業務を積極的に推進されてこられた実績は、式典の有無には関係なく誠に称賛に値するものでございます。この受賞を機に、更なるご活躍と、ご隆盛をご祈念申し上げますとともに、協会の事業の推進にもご支援、ご協力をお願い申し上げます。

受賞された皆様は、次のとおりです。

優良従業員(20年)表彰

池田	安孝	殿	轟産業株式会社
津田	茂雄	殿	北陸設備工業株式会社

優良従業員(30年)表彰

八木	昌彦	殿	北陸設備工業株式会社
小嶋	秀穂	殿	一般財団法人北陸電気保安協会
安居	英治	殿	有限会社相互防災
河嶋	衛	殿	株式会社河嶋連蔵商店

優良事業所表彰

ユタカ	防災	殿	中島	豊	殿	
株式会社	国高	防災	殿	井上	吉弘	殿
株式会社	コスモ	ボーサイ	殿	白本	敏雄	殿
佐々木	電機	商会	殿	佐々木	一彦	殿

通知

通達

令和2年1月号掲載の「通知・通達」以降に公布されたもののうち、消防用設備等に関するものについては、以下の表のとおりです。なお、詳細については、必要に応じ消防庁ホームページ等でご確認ください。

発 番 号	日 付	あ て 先	発 信 者	標 題
消防予第49号 消防危第43号	令和2年 2月25日	各都道府県消防防 災主管部長 東京消防庁・各指 定都市消防長	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	消防法令上の各種免状の 取扱いに係る運用につい て（通知）
消防予第67号	令和2年 3月24日	各都道府県消防防 災主管部長 東京消防庁・各指 定都市消防長	消防庁予防課長	「国宝・重要文化財（建造 物）等に対応した防火訓 練マニュアル」について （通知）
消防予第72号	令和2年 3月27日	各都道府県消防防 災主管部長 東京消防庁・各指 定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等に係る執務資 料の送付について（通知）
事務連絡	令和2年 3月27日	各都道府県消防防 災主管課 東京消防庁・各指 定都市消防本部	消防庁予防課	防火対象物点検報告制度 のリーフレットの配布に ついて
事務連絡	令和2年 3月30日	各都道府県消防防 災主管課 東京消防庁・各指 定都市消防本部	消防庁予防課	NTT固定電話のIP網移 行に伴い発生する事象に関 する情報提供について
消防予第76号	令和2年 3月31日	各都道府県消防防 災主管部長 東京消防庁・各指 定都市消防長	消防庁予防課長	「消防用設備等点検アプ リ」（試行版）の運用開始 について
消防消第96号 消防予第77号	令和2年 4月1日	各都道府県消防防 災主幹部長 東京消防庁・各指 定都市消防長	消防庁消防・救急課長 消防庁予防課長	建築基準法施行令の一部 を改正する政令等の施行 について（情報提供）

発 番 号	日 付	あ て 先	発 信 者	標 題
消防予第62号	令和2年 4月1日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	「消防法施行規則の一部を 改正する省令」等の公布 について
消防予第92号	令和2年 4月7日	特定都道府県知事	消防庁次長	新型インフルエンザ等対策 特別措置法第48条第3項 に規定する臨時の医療施設 に係る消防用設備等の基準 の考え方及び臨時の医療施 設の開設に当たっての留意 事項について
事務連絡	令和2年 4月30日	各都道府県消防防 災主管課 東京消防庁・各指 定都市消防本部	消防庁予防課	韓国京畿道利川市におけ る新築工事中の倉庫火災 の発生について
事務連絡	令和2年 3月24日	各都道府県消防防 災主管課 東京消防庁・各指 定都市消防本部	消防庁予防課	2020年度全国統一防火標 語の決定について





自動火災報知設備の感知器の交換について



① 自動火災報知設備の感知器を1種から特種に交換した。以前の消防設備士講習で、感知器の交換は10個までは着工届が省略され、部品の交換という整備の範囲と聞いた記憶がある。ところが、消防署から着工届が必要だと指摘を受けた。

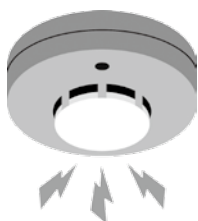
② また、感知器の型式が異なれば、同様に着工届が必要だと言われた。これらは全て着工届が必要なのか。



①について
感知器の10個までの交換は、同機種のものである必要があります。今回は、1種から特種への交換であり、これに該当しないので着工届が必要になります。

②について

同機種で型式の違う場合は、着工届の省略に該当します。



移動式粉末消火設備の薬剤量とガス重量について



移動式粉末消火設備の加圧用ガスに二酸化炭素を用いる場合薬剤1kgにつきガス重量20g以上が判定基準となっている。

設置されている移動粉末消火設備のカス重量が薬剤33kgなので660g必要になると思われるが、重量を測っても660gはない。この場合、①どの程度までなら減ってOKか。②入っているガスの容器が変わらない場合、温度によって重さが変化するのか。



①について

消防法施行規則第21条第5(同条第4項第6号口の例)により、「加圧用ガスに(中略)二酸化炭素を用いるものにあつては、消火剤1kgにつき20gにクリーニングに必要な量を加えた量以上であること。」とされており、必要量未滿は許容していません。33kgの粉末消火剤の場合、二酸化炭素は660g以上が必要です。

②について

重量は温度によって変化しません。(圧力によっては変化します。)

なお、加圧用ガスに窒素が使われている場合は数値が異なりますので、ガスの種別を必ず確認してください。



特定施設水道連結型スプリンクラー設備の放水圧力の点検について

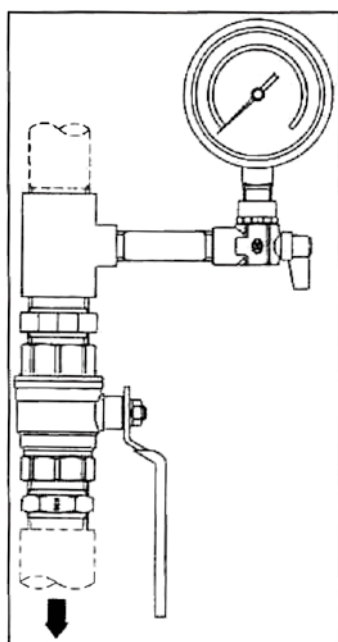
Q. スプリンクラー設備の総合点検で、水道連結方式の放水圧力は、末端試験弁を設けない場合は、放水圧力及び放水量を測定できる装置の圧力計の指示値を基に計算すると書いてあるが、どのような位置で、どのような装置を用いて測定するのですか。

配管を外して測定することは不可能だと思います。ご教示ください。

A. 特定施設水道連結型スプリンクラー設備は、末端試験弁を設けない場合は、トイレ等の端末などに放水確認のための給水栓等が設置されています。

放水圧力はその給水栓等に末端試験用のオリフィスを取り付けて点検します。

末端試験用のオリフィスは、メーカーで製造・販売しているので、ご確認ください。



消火器の点検における消防設備士と消防設備点検資格者の役割分担について

Q. 消火器の点検についてお聞きします。
① 内部点検を実施して元に戻すことは、消防設備点検資格者でも可能か。

② 不足した薬剤を一部追加するには、どちらの資格が必要か。

③ 放射試験を実施した加圧ポンペを新しいものに交換するには、どちらの資格が必要か。

④ 使用済表示が破損した場合の交換は、どちらの資格が必要か。

⑤ 内部点検をした結果、新しい消火器と交換する場合には、どちらの資格が必要か。

⑥ 容量は同じでメーカーが異なる新しい消火器への交換は、どちらの資格が必要か。

A. ①について
復元は消防設備点検資格者でも可能です。

②について
薬剤の追加は、消防設備士の資格が必要です。

③について
加圧ポンペを新しいものに交換するには、消防設備士の資格が必要です。

④について
放射試験を実施しないで、破損した点検済表示の交換をする場合は消防設備点検資格者でも可能です。

⑤について
新しい消火器への交換には、特に資格は必要ありません。

⑥について
新しい消火器への交換には、特に資格は必要ありません。

消防に携わる
皆様へ

⑨⑨⑨⑨⑨⑨⑨⑨⑨
会員制Webサイトで
情報交換しよう!

消防交流広場

会員登録は
こちらから

<https://www.fesc119.net>



※有料会員になると、すべてのコンテンツがご利用になれます。



パソコン、タブレット、スマートフォン
いずれからもアクセスできます

会員
参加型

交流掲示板

会員
参加型

事例研究

会員
参加型

消防関連Q&A

会員
参加型

設備士
試験対策

団体のお客様

月刊フェスク
様式ダウンロード

法令・通知
報告書

広場からの
お知らせ

みんなの意見を
聞きたい

自分たちの活動を
知ってほしい

困った時に
相談にのってほしい

国や地域の
最新情報がほしい



一般財団法人 日本消防設備安全センター

責任をより明確に

消防用設備の安全チェックは
このラベルで!!



点検ラベルは **安全と信頼** の証です

消防用設備等は、命と財産をまもります。

消防法に定められた定期点検は必ず実施しましょう。

このラベルは当協会の会員であり、

かつ消防用設備等点検表示制度会員でもある

登録業者等が行う適正な点検の証明です。

ラベルの発注は時間の余裕をもってFAXでお願いします。

一般社団法人福井県消防設備協会は、県民の安全を希求しています。

一般社団法人 **福井県消防設備協会**

事務局／福井県福井市松本3丁目16-10 福井県福井合同庁舎5階 TEL 0776-27-3760